

川崎市立京町小学校 PTA 規約

6年間保存

(規約改正があった場合は改正箇所を印刷して配布します。)

川崎市立京町小学校 PTA 規約

第1章 総則

第1条（名称）この会は、川崎市立京町小学校保護者と教職員の会（略称 京町小学校PTA）という。

第2条（事務局）この会は、事務局を川崎市川崎区京町1の1の4川崎市立京町小学校内に置く。

第3条（目的）この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条（活動）この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 民主教育に対する理解を深め、よい保護者よい教職員になるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童青少年の生活を支援する。
3. 児童の生活環境を改善し、その福利厚生を図る。
4. 会員相互の親睦を図り、児童・会員の表彰および慶弔を行う。
5. その他、目的達成に必要な事項。

第5条（方針）この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年教育ならびに福祉のために活動する他の団体、及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第2章 会員及び会費

第6条（会員の資格）この会の会員は次の通りである。

1. 川崎市立京町小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
2. 川崎市立京町小学校の校長及び教職員。
3. この会の趣旨に賛同する者。

第7条（会費）この会の会員は会費を納めるものとする。会費は一世帯月額300円とする。ただし、会費は総会の承認を得て増減することができる。

第8条（会員の権利義務）会員は、すべて平等の義務と権利を有する。ただし、第6条第3号に該当する者は、役員になることはできない。

第9条（他団体への加入）この会の会員は、同時に川崎区PTA協議会・川崎市PTA連合会、神奈川県PTA連絡協議会及びPTA全国協議会の会員となる。

第3章 経 理

第10条（経費）この会の活動に要する経理は、会費、その他の収入によって支弁される。

第11条（予算）この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条（決算）この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条（会計年度）この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第4章 役 員

第14条（任務と定員）この会の役員は、次の通りである。会長1名、副会長若干名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名、役員は会計監査委員、指名委員を兼ねることはできない。ただし、卒業年度の役員は、その限りではない。なお、役員及び会計監査委員を選出する時は、指名委員会において選出し、総会の承認を得る。役員の任務について必要な事項は細則で定める。

第15条（任期）役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

第16条（会長の職務）会長は次の職務を行う。

1. 会務を掌理し、会議を招集する。
2. 他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会の代表者を委嘱する。
3. 運営委員会に承認を得て、臨時委員会の代表者を委嘱する。
4. 会を代表して、他団体との連絡、意思の疎通を図る。
5. 会長は、指名委員会を除くすべての会議に出席して意見を述べるができる。

第17条（副会長の職務）副会長は次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
2. 川崎市PTA協議会担当者は、次の職務を行う。
 - ・川崎市PTA協議会の運営委員会に、京町小学校の代表として出席する。
 - ・川崎市ならびに川崎市からの連絡事項等を、学校長、PTA会長、PTA役員に周知する。また、川崎市ならびに川崎市主催の研修会参加者を、PTA会員より募る。
 - ・川崎市PTA協議会主催行事の運営を行う。（スポーツ大会、新春交流会 等）

第18条（書記の職務）書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事の記録を行う。
2. 会長の指示に従って会務の記録や文書作成を行う。

第19条（会計の職務）会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 5月の総会において、会計報告をする。

3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案に協力する。

第20条（庶務の職務）庶務は次の職務を行う。

1. P T A活動全般においての補助的業務を行う。

第5章 役員会

第21条（構成と任務）

1. 役員会は、第4章に規定する役員をもって構成し、会長、役員が必要と認めたときにこれを開催する。
2. 役員会は、毎月1回開くことを原則とする。
3. 運営委員会、臨時委員会の開催が困難と判断したときは、その議事を開き役員会をもって議決し、運営委員会で報告しなければならない。

第6章 緊急対策委員会

第22条（構成と任務）

1. 緊急対策委員会は、緊急を要するときまたは、会長、校長が必要と判断した場合、会長、校長が協議のうえ招集、開催することができる。
2. 緊急対策委員会は緊急を要するとき開催するものであり、会長の承認を得てその議事を開き、議決することができる。

第7章 会計監査

第23条（任務と定員）この会の経理を監査するために若干名の会計監査委員を置く。

第24条（会計監査）会計監査委員は、10月及び年度末に会計監査を行う。その他必要に応じ、臨時に会計監査を行うことができる。

第25条（任期）会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第8章 指名委員会

第26条（任務）役員及び会計監査委員を選出する時は、指名委員会を置き、指名選出する。

第27条（定員）指名委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第28条（任期）指名委員は、その任期を終了した時に解任される。

第9章 総会

第29条（構成と性格）総会は全会員を持って構成され、この会の最高議決機関である。

第30条（種別）

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 総会の形式については、対面によることを原則とする。ただし、会長または運営委員会が必要と認めた場合、会長はあらかじめ会員に通知したうえで、会員に議決権行使書を提出させることにより総会の議決とする書面による総会を招集することができる。

第31条（定期総会）定期総会は、下記の通り開催する。

5月・・・前年度決算報告、本年度事業計画、予算審議承認、その他。

2月・・・本年度事業報告、役員及び会計監査の承認、その他。

第32条（臨時総会）臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の

10分の1以上の要求があった時に開催する。

第33条（成立と議決）

1. 総会は、会員の現在数の5分の1以上（委任状を含む）出席しなければ成立しない。
2. 書面による総会を招集した場合、定足数は議決権行使書の提出が会員の5分の1以上とし、議決権行使書の未提出、白紙提出は賛成に含むものとする。
3. 総会の議事は、出席者または議決権行使書の過半数で決める。

第10章 運営委員会

第34条（構成と任務）

1. 運営委員会は、役員、校長、常置委員をもって構成する。
2. 第6条で示す会員は、自由に参加できるが、会員以外の参加者については、運営委員会で協議し、運営委員会が認めた場合、参加できるものとする。
3. 運営委員会は、この会の運営に必要な事務を処理し、かつ、常置委員会との連絡調整を図り、総会に提出する議案を作成する。
4. 総会に付議される事項以外の重要事項を決議する。

第35条（会議）運営委員会は、年数回開くこととする。ただし、会長が必要と認めた時、又は構成委員の4分の1以上の要求があった時にも開催することができる。

第36条（成立と議決）

1. 運営委員会は、委員の現在数の2分の1以上出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
2. 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11章 常置委員会及び特別委員会（臨時委員会を含む）

第37条（常置委員会の任務）

1. この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案及び実行するため常置委員会を置く。
2. 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第38条（特別委員会）特別な事項について必要があるときは、特別委員会（臨時委員会を含む）を設けることができる。特別委員会（臨時委員会を含む）について必要な事項は細則で定める。

第39条（実行）各常置委員会及び特別委員会（臨時委員会を含む）の議決は、会長または運営委員会の承認を得て実行に移される。

第12章 個人情報の取扱

第40条（利用と管理）本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。なお、本会の活動にともなう資料の保管期限は、原則6年とする。

第13章 改正

第41条（規約改正）この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせなければならない。

第14章 付則

第42条（細則の制定改廃）この規約は、

1. この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
2. 運営委員会は、細則を制定又は廃棄した場合は、その細案を次期総会に報告しなければならない。

第43条（校長の権限）校長は、学校管理並びに教育上、役員会、緊急対策委員会、総会、運営委員会、常置委員会、指名委員会、特別委員会（臨時委員会を含む）に出席して、必要に応じて意見を述べることができる。

第44条（実施）この規約は、昭和33年1月27日より実施する。

昭和36年	1月15日	一部改正
昭和38年	1月16日	一部改正
昭和45年	3月12日	一部改正
昭和53年	3月9日	一部改正（会費）
昭和56年	2月2日	一部改正（4、5、8章）
昭和59年	2月8日	一部改正（会費）
平成7年	5月12日	一部改正（2、4、6、10章）
平成8年	5月	一部改正（会費）
平成15年	5月13日	一部改正（4条、会費）

（14条 役員定数）

平成16年	11月4日	一部改正	(15条 役員の任期)
平成23年	5月10日	一部改正	(20条 任務と定員) (28条 定期総会) (31条 構成と任務)
平成24年	3月2日	一部改正	(14条 役員の定員)
平成26年	5月8日	一部改正	(14条 役員の定員)
平成29年	5月12日	一部改正	(第10章 学年委員会の全削除) (31条 構成と任務) (40条 校長の権限)
平成31年	3月28日	一部改正	(16条 会長の職務) (31条 構成と任務)
令和2年	3月2日	一部改正	(第14条 任務と定員) (第17条 副会長の職務) (第18条 書記の職務) (第20条 庶務の職務 追記) (第5章 役員会) (第6章 緊急対策委員会) (第7章 会計監査) (第26条 任期) (第30条 種別) (第31条 定期総会) (第33条 成立と議決) (第34条 構成と任務) (第35条 会議) (第11章 常置委員会及び特別委員会 (臨時委員会を含む)) (第12章 個人情報の取扱 追記) (第43条 校長の権限)

川崎市立京町小学校 PTA 個人情報取扱規約

6年間保存

(規約改正があった場合は改正箇所を印刷して配布します。)

川崎市立京町小学校PTA 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、川崎市立京町小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 文書等の送付
3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

- ・氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【問い合わせ先】

川崎市立京町小学校 P T A